

◆ 原子力災害対策計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、福井県に所在する関西電力株式会社高浜発電所及び大飯発電所において、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子炉事業者の原子力事業所外へ放出された事態（以下「原子力緊急事態」という。）により、市民の生命、身体又は財産に生ずる被害（以下「原子力災害」という。）が発生した場合に、原子力災害に関する情報を収集し、市民等に提供すべき情報を確実に発信、伝達するとともに、必要に応じた住民避難や広域避難者の受け入れを実施するため、亀岡市、亀岡市地域防災計画一般計画・災害予防計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章第2節に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めない事項については、亀岡市地域防災計画一般編及び震災対策計画編（以下「震災編」という。）に基づき運用するものとする。

第2章 計画の方針

本市は、高浜発電所及び大飯発電所から概ね 50～70 k m圏に位置しており（位置図等参照）、発電所から概ね 30 k mを目安とする「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）」の範囲外ではあるものの、原子力規制委員会の原子力災害対策指針（令和2年2月5日一部改正）では、「UPZ外においては、UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある」などUPZ外においても防護措置が求められていることや、放射線等の影響が五感に感じる事が困難な特殊性等から、市民の心理的動揺を招いているところであるため、関係機関の協力のもと、「原子力災害に関する的確な情報を収集し、市民等に提供すべき情報を確実に発信・伝達すること」、「災害から市民を守るための対応」、「災害時における広域避難者の受け入れ」を実施するために計画を策定する。

(1) 本市の原子力発電所からの位置

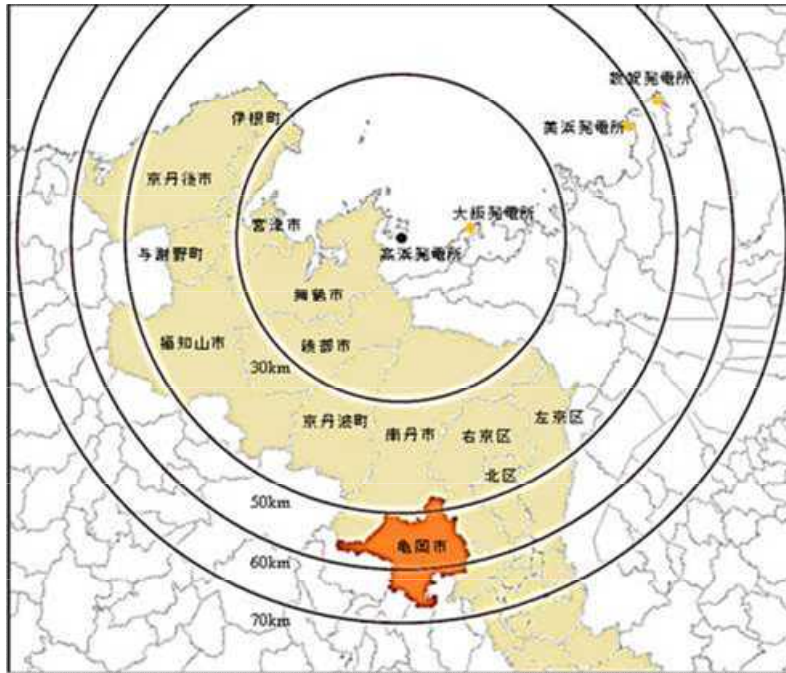
① 高浜発電所

所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦1

【距離】

距離	町又は地区
50 k m圏	旭町
60 k m圏	亀岡地区東部、亀岡地区中部、亀岡地区西部、曾我部町、吉川町、 禰田野町、本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町、大井町、千代川 町、馬路町、千歳町、河原林町、保津町、篠町、東つつじヶ丘、西 つつじヶ丘、南つつじヶ丘
70 k m圏	東別院町、西別院町

【位置】



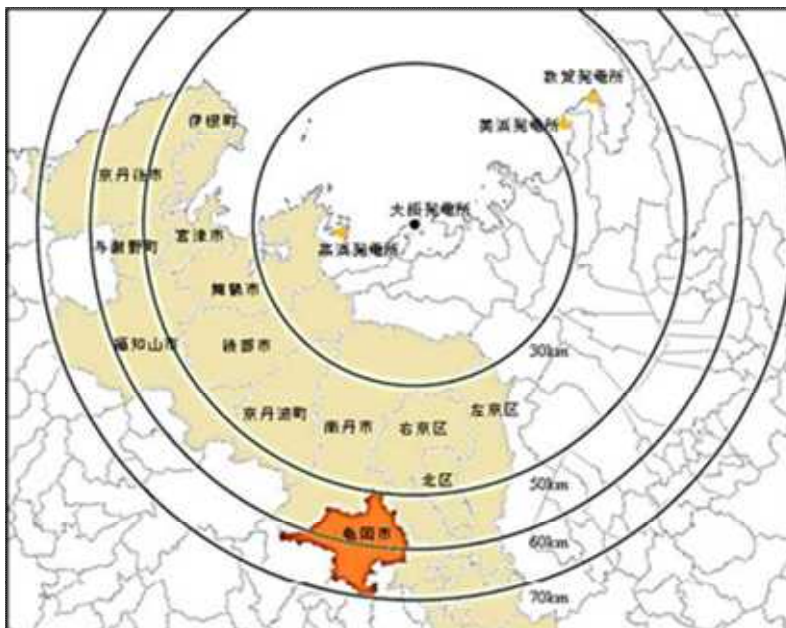
② 大飯発電所

所在地 福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1

【距離】

距離	町又は地区
60 km圏	亀岡地区東部、亀岡地区中部、亀岡地区西部、曾我部町、吉川町、礪田野町、本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町、大井町、千代川町、馬路町、旭町、千歳町、河原林町、保津町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘
70 km圏	東別院町、西別院町、南つつじヶ丘

【位置】



第3章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

第4章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力災害に関し、関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章第2節に定めるところによるほか次のとおりとする。

第1 亀 岡 市

- (1) 的確な情報の収集及び関係防災機関への通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 市民に対する情報の発信、伝達
- (4) 避難指示
- (5) 広域避難者の一時受入れ
- (6) 京都府又は他の市町村に対する応援要請

第2 京 都 府

- (1) 広報及び教育・訓練
- (2) 通信連絡網の整備
- (3) 観測施設及び緊急時医療施設の整備
- (4) 環境条件の把握
- (5) 防護資機材及び防護対策資料の整備
- (6) 府災害対策本部等の設置
- (7) 災害状況の把握及び伝達等
- (8) 放射性物質による汚染状況調査
- (9) 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等
- (10) 被ばく者の診断及び措置
- (11) 汚染飲食物の摂取制限等
- (12) 緊急輸送及び必需物資の調達
- (13) 放射線汚染物質の除去
- (14) 制限措置の解除
- (15) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (16) 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言
- (17) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）及び関係法令に基づく必要な処置

第3 関西電力株式会社

- (1) 原子力発電所の安全性の確保
- (2) 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底
- (3) 環境条件の把握及び資料の提供
- (4) 防災活動体制の整備
- (5) 防災業務設備の整備
（放射線（能）観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等）

- (6) 連絡通報体制の整備
- (7) 汚染拡大防止措置
- (8) 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施
- (9) 原災法及び関係法令等に基づく必要な措置
- (10) 府及び関係市町の実施する原子力防災に対する積極的な全面協力

第5章 広域的な活動体制

亀岡市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、原子力災害等が発生した場合に備え、総合的かつ計画的な防災活動や広域避難者の受入れ等が円滑に行えるよう、広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、亀岡市は、一般編第2編第2章第18節「受援計画」及び震災編第2編第1章第4節「応援の要請・受入れ」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 事前対策計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

亀岡市、京都府、関西電力（株）等関係防災機関は、原子力災害等が発生した場合に備え、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

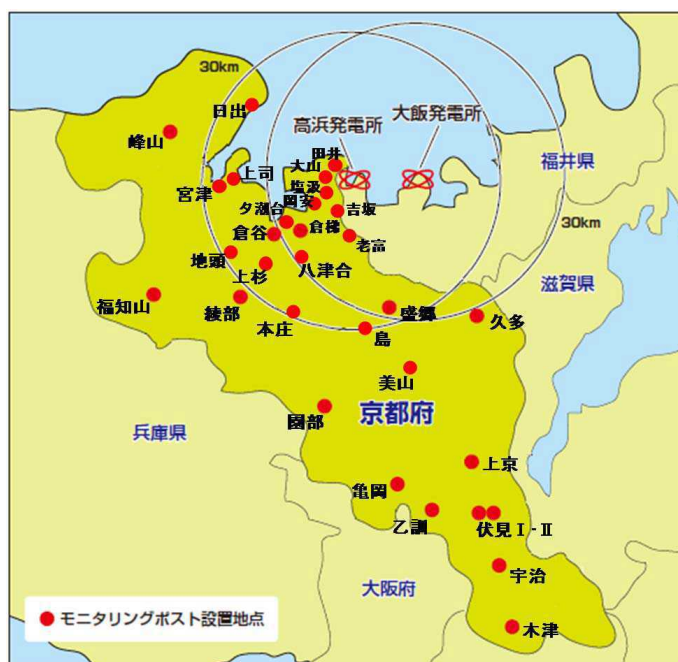
また、国及び京都府、事業者が実施するモニタリングの情報を注視し、情報の入手に努めるものとする。

（1）京都府における環境放射線モニタリング体制

【測定データ掲載地点】

名称	場所	名称	場所	名称	場所
日出測定所	伊根町	老富測定所	綾部市	美山測定所	南丹市
峰山測定所	京丹後市	地頭測定所	舞鶴市	久多測定所	左京区
上司測定所	宮津市	上杉測定所	綾部市	上京測定所	上京区
宮津測定所	宮津市	綾部測定所	綾部市	亀岡測定所	亀岡市
田井MP	舞鶴市	福知山測定所	福知山市	乙訓測定所	向日市
大山測定所	舞鶴市	八津合測定所	綾部市	伏見Ⅰ測定所	伏見区
塩汲測定所	舞鶴市	倉谷測定所	舞鶴市	伏見Ⅱ測定所	伏見区
岡安測定所	舞鶴市	島測定所	南丹市	宇治測定所	宇治市
夕潮台MP	舞鶴市	本庄測定所	京丹波町	木津測定所	木津川市
吉坂測定所	舞鶴市	園部測定所	南丹市		
倉梯測定所	舞鶴市	盛郷測定所	南丹市		

【測定地点位置図】



(2) 国、府県及び事業者が公開するモニタリング情報

【ホームページ一覧】

名 称	インターネットアドレス
文部科学省環境防災Nネット // 福井県・京都府情報	http://www.bousai.ne.jp/vis/index.php http://www.bousai.ne.jp/vis/jichitai/fukui_kyouto/index.html
京都府環境放射線監視テレメータシステム	http://www.aris.pref.kyoto.jp/index.html
福井県原子力環境監視センター	http://www.houshasen.tsuruga.fukui.jp/
関西電力高浜発電所	http://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/nuclear_power/info/monitor/live_kankyo/takahama_real.html
関西電力大飯発電所	http://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/nuclear_power/info/monitor/live_kankyo/ooi_real.html
大阪府環境放射線モニタリングシステム	http://www.o-ems.pref.osaka.jp/

第2 情報通信手段の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第2章第2節「情報収集伝達体制の整備」に基づき、原子力災害等が発生した場合に備え、平常時から情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

亀岡市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。

第2章 防災活動体制の整備**第1 職員の体制**

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 施設・設備の整備

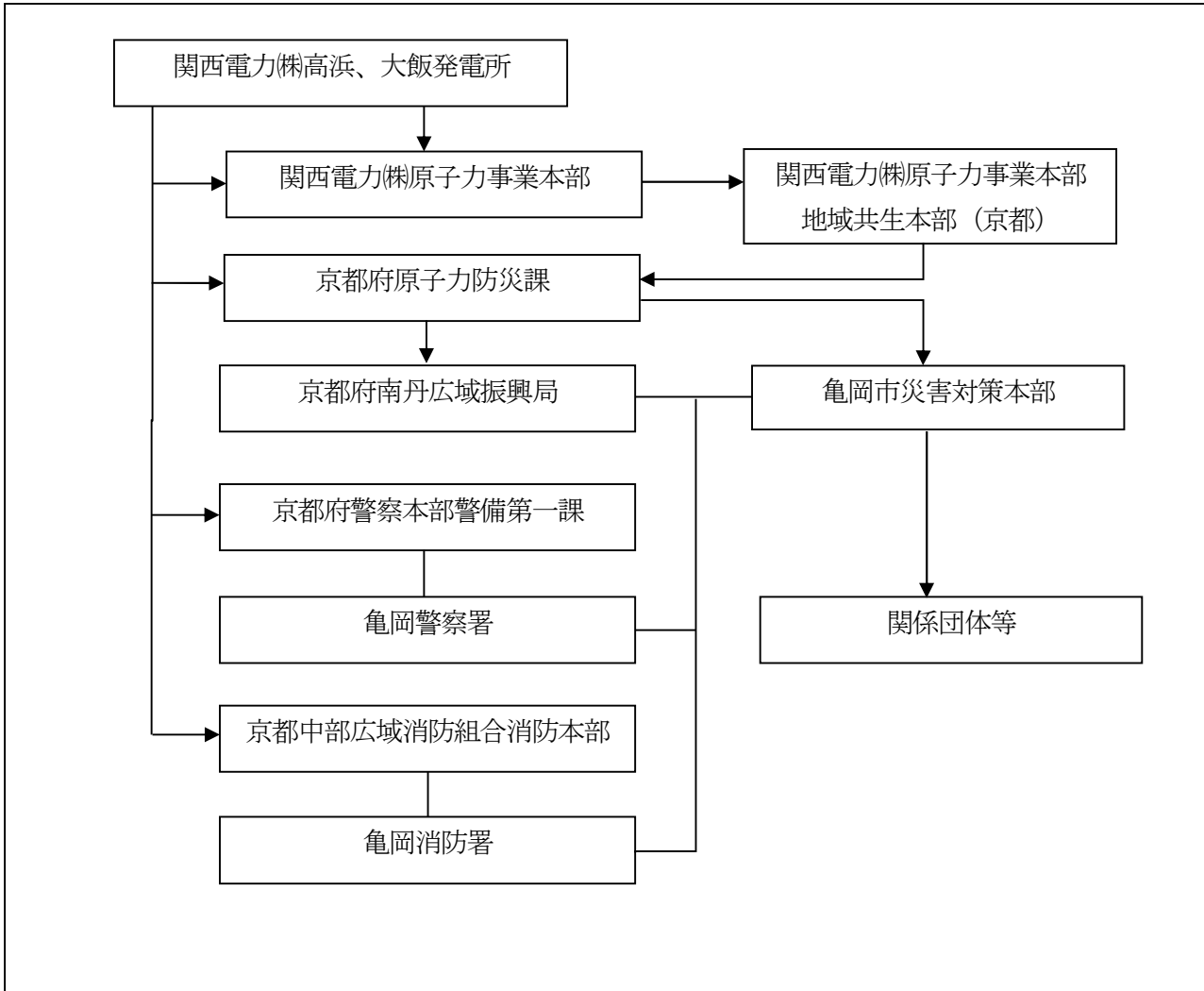
亀岡市、京都中部広域消防組合、京都府等関係防災機関は、原子力災害等が発生した場合に備え、的確な応急活動を行うことができるよう資機材の整備及び電源確保に努める。

第3 避難体制の整備

- (1) 亀岡市は、「気体状あるいは粒子状の放射物質を含んだ空気の一団（以下「放射性プルーム」という。）」等による被ばくを避けるため、気密性の高い場所等への屋内退避、あるいは放射線の遮蔽効果の高い場所への屋内退避、または、放射性プルームに遭遇する場所からの避難を実施するため、あらかじめ屋内退避や一時移転等、被ばく予防を実施するための防護措置計画を作成する。

(2) 防護措置計画の作成に当たっては、避難行動要支援者（要配慮者のうち避難について特別な支援の必要がある者）に配慮した計画となるように努める。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 亀岡市の活動体制

第1 責 務

亀岡市は、原子力災害が発生した場合、原子力災害対策本部を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体、住民等の協力を得、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

(1) 原子力災害対策本部の設置

施設敷地緊急事態発生に係る関西電力株からの通報・連絡について京都府から連絡を受けた場合、又は、本市域内において放射性プルーム等による被ばくのおそれがあると認められた場合は、関係法令及び震災編に定めるところにより、直ちに、亀岡市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

(2) 原子力災害対策本部の組織及び要員

原子力災害対策本部の組織及び要員は、震災編第2編第1章第1節に定める災害対策本部1号動員を基準とする。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

亀岡市、京都府、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等関係防災機関は、緊急時モニタリング結果、110番通報、119番通報、関西電力（株）からの通報等により、被害状況等を早期に把握し、活動体制を整え、収集した情報を相互に連絡する。

また、併せて、市民等に提供すべき情報を確実に発信・伝達するものとする。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第2章の「情報連絡系統図」のとおりとする。

第2 通信手段の確保

(1) 原子力災害発生時等の通信連絡

被害情報等の収集・伝達は、亀岡市防災行政無線、電話等により速やかに行う。

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）への伝達を必要とする場合は、手話通訳士の派遣や緊急通報ファックス等の活用を図る。

(2) 非常通信の利用

人命救助、事故の救援のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 亀岡市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- (1) 原子力災害等の発生日時及び場所
- (2) モニタリング情報
- (3) 応急対策実施状況
- (4) 屋内退避指示及び勧告に関する情報
- (5) 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- (6) その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、災害の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道を要請すること。
- (2) 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、文字放送等を利用すること。
- (3) インターネット（市ホームページ・防災情報かめおかメール等）を利用すること。

第4章 防護措置計画

亀岡市が行う屋内退避指示・勧告については、次のとおりとする。

第1 屋内退避の指示・勧告

屋内退避の指示・勧告については、国や京都府の指示により行うが、放射性プルーム等による被ばくのおそれがある情報を入手したとき等、亀岡市において必要と判断した場合においても屋内退避を指示または勧告する。

第2 要配慮者対策

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた屋内退避に関する情報提供等に十分配慮するものとする。

特に、放射性ヨウ素による内部被ばくの影響を受けやすい、乳幼児、児童、妊産婦などへの配慮を最優先するものとする。

第3 避難及び一時移転の対応

国や京都府の指示により、本市の一部地域に避難等の指示が発令された場合は、対象地域外の指定避難所等への避難（立ち退き避難）を原則とする。但し、市内全域に避難等の必要が発生した場合は、国及び関西広域連合、京都府等と連携して広域避難の実施を検討するものとする。

第4 被ばく医療体制の確保

汚染拡大の防止等のため、避難退域時検査や除染作業が必要となった場合は、京都府及び初期被ばく医療機関等に協力を要請する。本市の独自施策として可能な範囲で安定ヨウ素剤の備蓄に努め、緊急配布による予防服用に備える。なお、備蓄だけでは賅えない場合は、関西広域連合と関西電力の「安定ヨ

ウ素剤の貸与に関する覚書」に基づき、関西広域連合を通じて関西電力の保有する安定ヨウ素剤の貸与を要請する。

第5章 広域避難受入計画

原子力災害の発生等により、他市町村から一時的に避難者を受け入れる必要が生じた場合に備え、受入体制の整備を図る。

第1 市役所機能の受入れ

被災した市町村の役所（役場）機能を全て受け入れることは困難であるが、被災市町村の意向を踏まえ、可能な限り受入めに努める。

（1）受入期間

受入期間については、一時滞在期間（約2月程度）を目途とする。

（2）受入施設

受入施設については、受入れの要請があった時点において、受入れする機能の規模に応じて選定する。

なお、要請があった場合に備え、候補となる施設を予め定めておくものとする。

第2 避難住民の受入れ

避難住民の受入れについては、京都府または被災した市町村からの要請により行う。

（1）受入期間

受入期間については、原則として、仮設住宅等、避難者の住まいが決まるまでの期間とする。

（2）受入施設

避難者を受入れする施設については、受入れの要請があった時点において、避難者の人数等により選定する。

なお、要請があった場合に備え、候補となる施設を予め定め、広域避難者の受入計画を作成しておくものとする。